

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額（16万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年9月30日まで

私は、A社において申立期間の給与を16万円ぐらいの契約により勤務していたのに、社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を16万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成3年9月30日、申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する16万円とされていたところ、申立人が、A社の被保険者資格を喪失した平成3年9月30日の後の4年3月6日付けで、2年10月から3年8月までの期間の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の6人についても、申立人と同様に4年3月6日付けで遡^{そきゅう}及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和63年10月12日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年4月及び同年5月までは19万円及び同年6月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月30日から同年10月12日まで

私は、昭和62年11月から63年10月ごろまでA社に勤務し、社会保険料が控除されていたのに、申立期間の年金記録を確認した結果、厚生年金保険の加入がないことが分かった。

当時の給与明細書の写を持っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は昭和63年4月30日であることが確認できる。

しかしながら、当初、申立人の申立期間に係る昭和63年6月の標準報酬月額の随時改定及び同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録がされていたところ、当該記録が、63年10月14日付けで、遡^{ぞきゅう}及して取り消された上、同日付けで資格喪失日を同年4月30日とする処理が行われているほか、健康保険被保険者証の返還記録は同年10月14日付けとなっている記録が確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社に係る被保険者記録の処理は、申立人以外にも19人の従業員に対し、申立人と同様の資格喪失の処理が行われているが、このように遡^{ぞきゅう}及して喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、複数の元同僚の証言によると、当該事業所は社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日については、雇用保険の加入記録から判断すると、昭和 63 年 10 月 12 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、昭和 63 年 4 月から同年 5 月までは 19 万円及び同年 6 月から 9 月までは 22 万円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 6 月 14 日まで
私は、A社B支店に勤務していたが、昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 6 月 14 日まで子会社であるC社に出向した。
この間は、A社から約 12 万円、C社から約 7 万円の給料が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてC社に出向し勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、D社（旧A社）に照会した結果、「当時の関連資料は無く不明。」と回答している上、C社は既に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を従たる事業主により給与から控除されていたか否かについては不明である。

また、複数の元同僚に照会した結果、「昔のことで記憶は定かでない。」、「申立人については、C社から給与を支給されていたが、保険料を給与から控除されていたか否かは分からない。また、A社の給与支給状況等は分からない。」と、それぞれ証言しており、申立人がA社及びC社のそれぞれの給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明である。

さらに、申立人は、申立期間においてC厚生年金基金の加入員であり、申立期間に係る企業年金連合会の標準報酬月額は、すべて社会保険庁のオンライン記録と一致していることが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はなく、申立期間に係る厚生年金保険料を従たる事業主により給与から控除されていたことをう

かがわせる事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案261

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月31日まで

社会保険事務所の訪問により、平成7年10月から8年12月までの期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録は、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年1月31日より後の同年2月4日に、7年10月から8年12月までの標準報酬月額を、30万円から10万4,000円に引き下げる訂正処理がされていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、社会保険事務所の質問応答書において、記録の訂正が行われた期間において、事業主であったこと及び保険料の滞納があったことを認める回答をしている。

また、申立人は、「当時の記憶は曖昧であるものの、社会保険事務所を訪れた際、滞納保険料を精算するために何らかの提案を受け、提示された金額を納付したように思う。」と供述していることから、申立人は、A社における厚生年金保険関係の事務に関与していたものと推測され、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

大分厚生年金 事案 262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月11日から25年4月1日まで

私は、同僚がA社B支店長からC支店に行くように言われているのを聞き、私もC支店に行きたいと申し出て、C支店勤務になった。

C支店における勤務期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する写真などから、申立期間について、株式会社A社（現在、D社）C支店において継続して勤務していたと主張しているものの、D社が提出した申立人に係る退職証明書から、申立人は、昭和23年4月30日に同銀行を退職していることが確認できる。

また、複数の元同僚に照会した結果、「申立人とはB支店で勤務を共にしたが、C出張所における勤務期間等の記憶は定かではない。」、「申立人がC出張所に勤務していた記憶はあるが、勤務時期などは分からない。」と、それぞれ証言しており、申立期間に係る勤務期間等や厚生年金保険の加入状況等が不明である。

さらに、複数の元同僚は、「Cは支店ではなく、B支店の出張所であったと思うので、B支店で厚生年金保険に加入していたのではないか。」と証言しているところ、株式会社A社C出張所において勤務したとする元同僚のすべてには、その期間において同銀行B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が、同銀行C支店に勤務したと主張する期間は、同銀行B支店における厚生年金保険被保険者記録が認められる期間内に含まれているものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 23 日まで

私は、昭和 42 年 3 月から 46 年 2 月まで A 社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が 1 か月しか確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、申立期間①及び②において A 社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A 社は、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、元同僚は、「昭和 43 年 3 月に厚生年金保険に加入するまでは、保険料は給与から控除されていなかった。」と証言している。

申立期間②については、複数の元同僚に照会した結果、「申立人が A 社に勤務していたことは覚えているが、入社時期などの記憶は無い。」、「時期は曖昧であるものの、申立人と一緒に仕事をした記憶がある。申立人は、最初、週 3 日程度のパート勤務でその後、出勤日数が多くなった。」と、それぞれ証言しているが、当時の給与事務の担当者は居所不明であり、証言を得ることができない上、同社も既に適用事業所ではなくなっており、関連資料も確認できないことから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である。

加えて、申立人が所持する家計簿に申立期間に係る給与の手取額が記載されていることが認められるものの、厚生年金保険料に関する記述は確認する

ことができないことから、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 264

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 24 日から 58 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社の子会社であったB社に出向して勤務していた。
この間、保険料を控除しなかった会社に責任があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する日誌から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、昭和 57 年 11 月 24 日付けの申立人の被保険者資格喪失に係る届出が同日に受け付けられ、申立人の政府管掌健康保険被保険者証が返納されていたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票から、申立人が申立期間を含む、昭和 57 年 11 月 24 日から 59 年 11 月 24 日までの期間において健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社に照会した結果、「当社の人事記録では、申立期間における申立人の勤務実態が確認できないことから、申立人の保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「保険料を控除しなかった会社に責任があるので、申立

期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、当時、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を源泉控除していたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時の事業主が保険料を控除しなかったこと責任について判断することはできない。